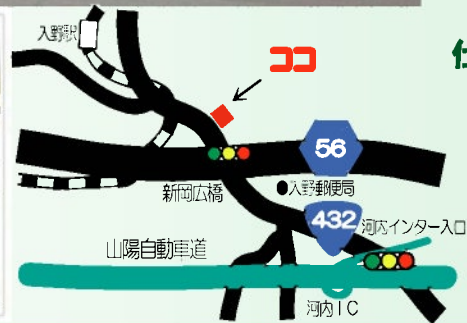


社長さん いらっしやい

有限会社 土居モータースの社長、
土居尊司さまです。



名前 土居 尊司
業種 自動車販売修理
家族構成 妻、長男、長女、次女、母
趣味 農業（始めたばかり） ゴルフ
ペット 熱帯魚
こだわり 誰よりも早く出勤

社長に就任したときの年齢 31歳

今まで仕事をしている中で楽しかったこと
会社と社員が喜べる売上利益を
出せた時

仕事上のモットー

可能な限り「安価、安心、安全で対応」
これをお客様に伝えること。

河内IC周辺で車のトラブルがあれば
電話 082-437-1611へ。

東広島市河内町入野2473番地

TEL 082-437-1611

2011年 6月号

金時代

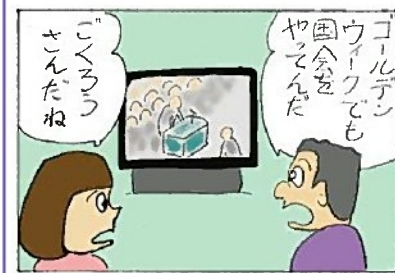
2011年5月10日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082) 227-7730 Fax (082) 227-8861
E-mail webmaster@kaikai.co.jp
URL http://www.kaikai.co.jp



新緑の中を
スイスイ泳いでね。
池のコイも広島のコイも。

馬耳東風

5月2日 ゴールデンウィーク



大場史郎
ゴールデンウィークの前半 事務所
で1人で仕事をしていた。ラジオで
国会中継をやっていた。49年ぶりとの
こと。

一刻も早く、復興予算を通したい
という純粋な面と、休みに仕事をして
いるという意気込みを見せたい
という両面があるようだ。

復興財源を増税に求めるのか、国
債を発行するのか。国の原子力政策
に手落ちはなかったのか、今回の地
震、津波は人災なのか、天災なのか。
それでも原子力は未来のエネルギー
として使わざるをえないのか、など
など。なかなか聞いていると興味深い。

終わって、カーブに切り替えたら、
マエケンが投げていた。最後はいつ
ものパターンで中日に追いつかれ、
追い越され1点差負け。せつたら負け
では優勝はおぼつかない。

どうもカーブは名古屋ドームでは
いつもこのパターンで負ける。落合
監督のふてぶてしいほどの余裕が増
たらしい。彼は経営者にしても成功
するタイプに見える。

ゴールデンウィーク、連休終了後
に渡さなければいけない某協同組合
の決算、早く手を付けよう、早く手
をつけようと毎年思うのだが、いつ
も子供の頃の夏休みの宿題と同じに
なる。

三つ子の魂、百までとはよく言っ
たもの。

懲りない自分である。

弊社ホームページにいままでの馬耳東風が載っています。

ぜひご覧ください。http://www.kaikai.co.jp

事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆延納期限について

平成22度の申告所得税の延納を利用された方は、
5月31日（火）までに残りの税額を収めてください。
延納期間中は年4.3%の割合で利子税がかかります。

◆印紙税の軽減措置について

「不動産売買契約書」や「建物工事請負契約書」
の印紙税の軽減措置が延長されました。

これまで、平成9年4月1日から平成23年3月31
日までに作成される契約書について軽減措置の対象
とされていました。

これが、平成23年6月30日までとなりました。そ
の後、法案が通れば平成25年3月31日まで延長され
ます。

◆住民税の特別徴収税額の通知書及び納付書

5月中に各市町村から、住民税の特別徴収税額の
通知書及び納付書が届きます。

6月支給の給料から天引きして頂く住民税の額が
変更になりますので、給料計算の際は、ご注意くだ
さい。

住民税の特別徴収制度とは、従業員に給与を支払
っている事業主が、住民税の納税義務者である給与
所得者に毎月支払う給与から住民税額を天引きし、
給与所得者によって6月から翌年5月までそれぞれの
市町村に納入して頂く制度です。



社長の仕事

税理士

大場史郎

上手に贈与する

相続税が強化されたら、生前にできるだけ贈与しよう
というのが、誰もが考えるところである。

贈与税は相続税法の中に規定がある。要するに贈与税は
相続税を補完する税金である。そのため法律を作った頃
の考え方では、相続の抜け駆けを防ぐという意味で、極
めて税率が高かった。

その後、日本が空前のバブルになり、税率も若干緩和さ
れ、年間の基礎控除が60万円から110万円に引き上げられ
た。バブルがはじけて20年、日本は現在までデフレが続
いている。市内中心部の地価は3分の1にまで下落してい
る。平成元年国債発行残高は20兆円だったものが、今年
は973兆円になった。その間、自民党の歴代総理大臣は、
景気を浮揚させようと、毎年国債を発行して箱モノ中心
の景気対策を行ってきた。

しかし、昭和の膨張する日本経済にはこの手法は有効
だったが、平成の収縮する日本経済にはマッチで火をす
ただけの効果しかなかった。変化を恐れる政治家、官
僚それを支持する国民が、1000兆円近いものを浪費して
延命してきたのである。その間、アメリカは製造業から
第3次産業へ、国のリーディングカンパニーを変更してき
たのである。マイクロソフトが誕生し、インターネット
を生み、グーグルが誕生してきた。

話を元に戻そう。

平成15年、景気対策に薬をもすがりたい政府が考えた
制度が、相続時精算課税である。これは、1400兆円とい
われる国民の財産の70%は60歳以上の高齢者が持ってい
る。しかし高齢者は買うものがない。それで早めに子供
に贈与して使ってもらおうという制度である。

ここで、贈与税は従来の暦年課税（1年ごとに贈与税を
計算する従来からの方式）と相続時精算課税（相続財産

の前渡しとして、税金は相続時に再度計算する方式）に
二つに分かれた。親からの贈与に限っては、相続時精算
課税（親からしか認められない）と暦年課税は選択にな
っていて、いったん相続時精算課税を選べば、暦年課税
の毎年110万円控除は選択できないのである。

今年の改正で、親（その年の1月1日で65歳以上）から
子（その年の1月1日で20歳以上）までだったのが孫まで
認められるようになる。この制度を選択すると、2500万
円までは贈与税を支払うことはなく、これを超える部分
について一律20%の贈与税が課税される。これはあくま
で相続時に精算されるから、仮払いである。収益性の高
い賃貸物件や会社の株をこの制度を使って移すのはよい。
相続時精算課税は贈与時の時価で、相続のときに再計算
をする。地価は通常、贈与時より数年先の相続時の方が
下がっている場合が多い。この制度は、子供に生前にお
金を渡して、自宅を持ってもらおうとする趣旨も含まれ
ているが、相続税を考えるのであれば、親が建てて、相
続時に名義を子供に移す方が得策である。意外にデフレ
になったので、1人1年110万円の方がうまみがある。夫婦、
孫2名で年間440万円、10年で4400万円、相続税に関係な
く移せる。税金を少し払うつもりなら、年間310万円を20
万円の贈与税で移すことができる。たとえば貯蓄性の高
い保険に入って、掛け金を毎年、贈与してもらう手もあ
る。

ボーダレスになった世界では相続、贈与税を低くする、
またはいっそ課税しないというのが潮流になっている。
今のままでは、日本のお金持ちはシンガポールなどへ移
住してしまう。

「お金持ちを貧乏にしても、貧乏な人はお金持ちになり
ません。」というサッチャー首相の言葉を思い出すので
ある。

試用期間中の賃金

社会保険労務士

キャリアカウンセラー

田村 実

「試用期間中の給与と本採用後の給与に差が生じることは違法なのでしょうか」という質問をよく受けます。結論から言いますと、問題ありません。しかし、最低賃金を下回るなど、法令に違反しないようにしなければいけません。

- ① 採用者本人に明らかにしておくことが必要
試用期間中の賃金が低くなることは、採用時に本人に明らかにしておくことが必要です。採用後にトラブルになりかねません。
- ② 最低賃金を下回る契約はできない
平成22年10月30日以降の広島県の最低賃金は時間額704円です。また特定業種の最低賃金はそれ以上になります。（詳しくは当方にお問い合わせください）
この最低賃金を下回ることは法令違反です。その場合には最低賃金額が給与額に反映されます。
- ③ 就業規則もしくは給与規程に明記しないといけません
試用期間の給与額および計算方法が本採用後と違う場合、その内容を就業規則または賃金規程に記載しておきましょう。また、採用時の雇用契約書にも試用期間中の金額を明記し、本人に通知しましょう。

◎本採用時と試用期間では、賃金額および計算方法の違いは認められますが、採用時に本人に通知することでトラブルを回避しましょう。採用後に「こんな話、聞いてなかったよ」では、その後の従業員のモチベーション、勤務態度に影響が出かねなく、労働者、事業主ともにスツキリとしない雇用関係になってしまいます。

役員報酬の改定時期

宮本 佳依

法人の役員報酬の損金算入（税金上の経費になること）には、厳しい要件が設けられています。なかでも、改定の時期は、特に注意が必要です。

役員報酬（定期同額給与）の損金算入の主な要件と概要

- * 1ヶ月以下の一定の期間ごとに支給していること
 - * 毎回同額を支給していること
 - * 期中の増額・減額は原則禁止されている
 - * 改定の時期は、期首から3ヶ月以内であること
- したがって、役員報酬額を改定する場合は、決算後3ヶ月以内に開催される定時株主総会の決議を経て改訂し、改訂後1年間は一定額であることが必要となります。
- 3月決算の会社の場合は、通常は6月分から改訂後の金額となります。
- 期首に遡って改定することは、認められていません。

改定時期の特例

- つぎのような理由があるときは、特例として、改定時期は3ヶ月以内でなくてもよいとされています。
- * 役員の職制上の地位や、職務内容に重大な変更があったことなど
 - * 経営状況が著しく悪化しているような場合の減額
- ※いずれの場合も、客観的・具体的に理由が説明できるようにしておく必要があります。

証拠書類の保存

いずれの場合も、役員報酬を改定した場合は、改定を決議した株主総会議事録の作成・保存が必要になります。

なお、役員報酬の損金算入の規定には、改訂時期だけでなく、金額が相当かどうか等についても厳しい規定が設けられていますので、改定の時期も含め、必ずご相談ください。

役員退職金について

宗盛早織

○役員退職金の目安は？

Q.
代表取締役が亡くなり、息子である私が跡を継ぐことになりました。会社から死亡退職金などは受け取れるのでしょうか？また、それに対して法人・個人のそれぞれの税務上の扱いはどうなるのでしょうか？

A.
《法人の経理処理》
一般的に下記金額の範囲内であれば、退職金・弔慰金は損金として処理することが可能です。
〔役員退職金額の設定の目安〕
勇退（死亡）退職金 = 役員最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率
（功績倍率はその退職者の功績を同業種・同規模他社と比較して定めます。一般的には会長：3倍 社長：3倍 取締役：2倍などが目安とされています。）
〔弔慰金額の目安〕
業務上死亡の場合は報酬月額の3ヵ月分（業務外死亡の場合は報酬月額の6ヵ月分）
役員死亡時には、死亡退職金にプラスして弔慰金を支払うことができますが、「死亡退職金」と「弔慰金」を区別して支払うか区別しないで支払うかは、相続財産の評価が大きく異なってきますので十分な注意が必要です。

《個人の課税について》
死亡退職金を遺族の方が受け取る場合で、死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の対象となります。死亡退職金を全て相続人が受け取った場合、受け取った金額が相続税の対象となるわけではなく、非課税限度額を控除した金額が相続税の対象となります。

弔慰金は通常非課税で受け取れ相続税の対象とはなりませんが、下記の目安を超える部分に相当する金額や実質上退職手当に該当する金額は相続税の対象となりますので注意してください。
〔死亡退職金の非課税限度額〕
非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数（23年改正で、未成年者、障害者、同一生計にある者に限られる予定です。）

- (1) 被相続人の死亡が業務上の死亡であるとき
被相続人の死亡当時の普通給与の3年分に相当する額
- (2) 被相続人の死亡が業務上の死亡でないとき
被相続人の死亡当時の普通給与の半年分に相当する額

【第八回】

源六日記

司法書士

安友源六

“中間省略登記と直接移転取引”

不動産の権利に関する登記で、「中間省略登記」、例えば、不動産の所有権が売買でAからB、さらに売買でBからCへと移転した場合に、その実質的変動の過程(A→B→C)をそのまま登記しないで、中間者Bを省略して、Aから直接Cに移転したものとする登記はできません。なぜなら、登記申請には不動産の所有権がAから直接Cに移転したことを証する登記原因証明情報を添付する必要があるところ、それがないからです。ここで機転がきく人なら、「それじゃあ、Aから直接Cに売買で移転したことにして、その登記原因証明情報を作って添付すればいいんじゃないか？」と言うでしょう。しかし、それは虚偽の登記なので公正証書原本不実記載罪が成立するうえ、ABC間で税務上その他の問題が生ずると思われるので、すべきではありません。そこで、中間者Bとして特に不動産業者が関与するような場合に、上記のような中間省略登記ができない不都合をできるだけ解消するため、次のような新しい不動産取引契約の形態が考えだされています。「直接移転取引」と呼ばれるものです。

例えば、①AB間の売買契約の内容に「第三者Cのためにする契約」を盛り込み、「Aは第三者Cに対して所有権を移転することを約すが、Cの所有権取得は、CがAに対してその利益を受ける意思表示(「受益の意思表示」という。)したときに発生する。」とすると、CがAに対して受益の意思表示をしたときに所有権はAから直接Cに移転することになります。

また、②AB間で売買契約を締結し、その後、ABC間で、「AB間の売買契約の買主Bの地位をBからCに譲渡(移転)する契約」を締結すると、買主の地位の譲渡により、Cは直接買主となり、所有権はAから直接Cに移転することになります。

このように、「AB間の売買契約」に、「第三者(C)のためにする契約」や「買主(B)の地位の譲渡契約」を加えると、所有権はAから直接Cに移転することになるので、Aから直接Cに移転登記できることになるわけです。もともと現在、これらは必ずしも取引慣行として定着していない状況にあり、これから徐々に確立されていくことになるでしょう。

人生の別れ道 桃栗三年柿八年 ～片塚 ㊦ 愛意～

今年の3月にちょっと面白い本が出版されました。 経済分析、政治思想などの分野で評論家として活躍し、多くのベストセラーを持つ副島 隆彦（そえじま たかひこ）氏による 『なぜ、女と経営者は占いが好きか』というタイトルの本です。 経済や政治に関する評論が専門の副島氏が、なぜ占いかと評判になっております。本の帯には 「バカにはできない占い呪（まじな）い」 「未来志向する者が勝つ」 として四柱推命などの占いを紹介しています「古くはレーガン大統領夫人のナンシーさんの 占星術への傾倒はよく知られています。 日本でも鳩山前総理婦人の幸さんもスピリチュアル好みで有名です。 経営者の中にも占い好きの方はたくさんいらっしゃるのですが、 誤解されることを恐れてあまり口外されません。しかし、占いには3000年以上にも及ぶ人類の知恵が隠されていて、実に興味深いところがあるのです。特に四柱推命は、 中国の周の時代にその起源を持ち、陰陽五行説を元にして生まれた、人の命運 を推察する方法です。生まれた年、月、日、時の四つの干支を柱としその人の生まれ持った可能性を推しはかります。干支の干というのは『幹』であり、支は『枝』を示しています。 従って、下は幹や根に、支は枝や葉や花実になるのです。もちろん干の方が大切な存在ですが、一方で花や実が目立つし解りやすいこともあって普及していくにつれて大衆化し、 通俗化していきました。 ね、 うし、とら、 う、 たつ、 み、 うま、 ひつじ、 さる、 とり、 いぬ、 い の 12 支は「えと」と呼ばれ、 毎年お正月の年賀はがきに印刷されてポピュラーなものです。「えと」 は干支と書きます。 これは兄、弟（え、と）のことで兄（+）と弟（－）のことを示します。 陰陽五行における陽（+）と陰（－）のことです。 12 支を漢字で表現すると、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥となるのですが、 本来、 動物とは全く関係のない別の意味をもつ文字なのです。 今回は、この文字の意味をご紹介します。